

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成29年3月16日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600136 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600080 号

## 第1 結論

請求者の船舶所有者Aにおける昭和 58 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び昭和 62 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、昭和 58 年 1 月から同年 6 月までを 20 万円から 24 万円、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までを 20 万円から 26 万円にすることが必要である。

昭和 58 年 1 月から同年 6 月までの期間及び昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 58 年 1 月から同年 6 月までの期間及び昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく船員保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく船員保険料を除く。昭和 61 年 4 月 1 日以降にあっては厚生年金保険料）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、船員保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 1 日から平成 3 年 1 月 8 日まで  
② 平成 5 年 6 月 1 日から平成 6 年 2 月 14 日まで

請求期間①及び②において、船主Aの船で働いていたが、標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和 58 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び昭和 62 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額は 20 万円と記録されているところ、請求者が提出した昭和 58 年分及び昭和 62 年分に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者が、当該

期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく船員保険料額を超える船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる船員保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、昭和58年1月1日から同年7月1日までの期間及び昭和62年1月1日から同年4月1日までの期間に係る標準報酬月額は、上記源泉徴収簿により確認できる船員保険料控除額から、昭和58年1月から同年6月までは24万円、昭和62年1月から同年3月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者Aは既に船員保険の船舶所有者ではなく廃業しており、事業主も死亡していることから、昭和58年1月から同年6月までの期間及び昭和62年1月から同年3月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について確認することができず、そのほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの船員保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 一方、請求期間①のうち、昭和56年1月1日から昭和58年1月1日までの期間、同年7月1日から昭和60年1月1日までの期間、昭和61年1月1日から昭和62年1月1日までの期間及び同年4月1日から平成3年1月8日までの期間については、当該期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、当該期間に請求者の給与から控除された船員保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、昭和46年3月1日から昭和56年1月1日までの期間、昭和60年1月1日から昭和61年1月1日までの期間及び請求期間②については、上述のとおり船舶所有者Aは既に廃業し、事業主も死亡している上、B年金事務所等から提供のあった請求者の妻が提出した当該事業所の所得税青色申告決算書には請求者の保険料控除額に係る記載は無く、当該期間における給与からの船員保険料控除額を推認することはできない。

さらに、請求者は、昭和52年分から昭和55年分までの期間及び昭和57年分の給与所得の源泉徴収票を提出しているが、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額について検証しても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく船員保険料よりも高い額の保険料が請求者の給与から控除されていたとは推認できない。

このほか、請求者は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600148 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600082 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 12 月 26 日の標準賞与額を 16 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 26 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 12 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 12 月 26 日

私は、平成 9 年 10 月から平成 21 年 1 月まで、A 社に勤務していたが、平成 20 年 12 月 26 日に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録になっているので、調査の上、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した賞与明細書及び預金通帳の記録から、請求者は、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、16 万 8,000 円に訂正することが必要である。

また、賞与の支給日については、A社は、平成20年12月28日として年金事務所に届出を行っているが、前述の預金通帳の記録により、同年12月26日に14万3,110円の入金が確認でき、当該金額は上記賞与明細書に記載された「銀行振込額」（差引支給額）と一致していることから、同日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月23日に年金事務所に提出し、当該期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600158 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600083 号

## 第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）における標準賞与額を平成 15 年 7 月 7 日は 110 万円、同年 12 月 5 日は 130 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 7 日及び同年 12 月 5 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 7 日及び同年 12 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 7 日  
② 平成 15 年 12 月 5 日

私は、A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に賞与が支給されているのに、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した普通預金取引明細表及び B 社から提出された平成 15 年源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、A 社から平成 15 年 7 月 7 日に 110 万円及び同年 12 月 5 日に 130 万円の賞与が支給され、当該賞与の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求

どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600137 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600084 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 14 年 5 月 15 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間及び平成 25 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 14 年 5 月から平成 15 年 6 月までを 13 万 4,000 円から 17 万円、同年 7 月及び同年 8 月を 13 万 4,000 円から 20 万円、同年 9 月を 13 万 4,000 円から 19 万円、同年 10 月から平成 16 年 8 月までを 13 万 4,000 円から 20 万円、同年 9 月から平成 19 年 8 月までを 13 万 4,000 円から 22 万円、平成 25 年 9 月を 24 万円から 28 万円にすることが必要である。

平成 14 年 5 月から平成 19 年 8 月までの期間及び平成 25 年 9 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 14 年 5 月から平成 19 年 8 月までの期間及び平成 25 年 9 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額を平成 15 年 8 月 8 日は 5 万円から 10 万円、同年 12 月 22 日及び平成 16 年 12 月 22 日は 7 万 5,000 円から 14 万 7,000 円、平成 17 年 8 月 11 日は 7 万円から 14 万円、同年 12 月 22 日は 8 万円から 15 万 7,000 円、平成 18 年 8 月 11 日は 10 万円から 20 万円、同年 12 月 20 日は 10 万円から 21 万円、平成 19 年 8 月 31 日及び同年 12 月 25 日は 8 万円から 21 万円、平成 20 年 8 月 20 日は 3 万円から 13 万円、同年 12 月 29 日は 3 万円から 10 万円に訂正し、平成 16 年 8 月 11 日は 13 万円、平成 23 年 8 月 12 日は 22 万 4,000 円にすることが必要である。

平成 15 年 8 月 8 日、同年 12 月 22 日、平成 16 年 8 月 11 日、同年 12 月 22 日、平成 17 年 8 月 11 日、同年 12 月 22 日、平成 18 年 8 月 11 日、同年 12 月 20 日、平成 19 年 8 月 31 日、同年 12 月 25 日、平成 20 年 8 月 20 日、同年 12 月 29 日及び平成 23 年 8 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 8 月 11 日、同年 12 月 22 日、平成 18 年 8 月 11 日、平成 19 年 8 月 31 日、平成 20 年 8 月 20 日及び同年 12 月 29 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る平成 15 年 8 月 8 日、同年 12 月 22 日、平成 16 年 12 月 22 日、平成 18 年 12 月 20 日及び平成 19 年 12 月 25 日、の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

事業主が請求者に係る平成 16 年 8 月 11 日及び平成 23 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 5 月 15 日から平成 19 年 9 月 1 日まで  
② 平成 25 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 平成 15 年 8 月 8 日  
④ 平成 15 年 12 月 22 日  
⑤ 平成 16 年 8 月 11 日  
⑥ 平成 16 年 12 月 22 日  
⑦ 平成 17 年 8 月 11 日  
⑧ 平成 17 年 12 月 22 日  
⑨ 平成 18 年 8 月 11 日  
⑩ 平成 18 年 12 月 20 日  
⑪ 平成 19 年 8 月 31 日  
⑫ 平成 19 年 12 月 25 日  
⑬ 平成 20 年 8 月 20 日  
⑭ 平成 20 年 12 月 29 日  
⑮ 平成 23 年 8 月 12 日

私は、平成 14 年 5 月 15 日から現在まで、A 社に勤務しているが、同年 5 月から平成 19 年 8 月及び平成 25 年 9 月の標準報酬月額は、所持している給与明細書で確認できる給与総額と相違しているので、請求期間①及び②の標準報酬月額を支給額に見合う金額に訂正してほしい。

また、平成 15 年 8 月から平成 23 年 8 月までの期間に支給された賞与 13 回のうち、平成 16 年 8 月及び平成 23 年 8 月に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無く、他の 11 回の賞与に係る標準賞与額は、所持している賞与明細書により確認できる給与総額と相違しているので、請求期間③から⑮まで（以下「請求期間」という。）の標準賞与額を支給額に見合う金額に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者が所持する給与明細書及びA社から請求者の給与及び賞与が振り込まれていた金融機関に係る請求者名義の通帳により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準報酬月額については、上記資料により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成14年5月から平成15年6月までは17万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は19万円、同年10月から平成16年8月までは20万円、同年9月から平成19年8月までは22万円、平成25年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の届出及び厚生年金保険料の納付については不明であると陳述しているが、請求期間①については、上記資料において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、また、請求期間②については、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該算定基礎届が提出されており、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の請求期間①及び②に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、請求者が所持する賞与の給与明細書、上記通帳、年金事務所が保管するA社に係る「平成17年夏」、「平成18年夏」、「平成18年冬」及び「平成20年冬」表記の賞与給料台帳並びに金融機関から提出された当該通帳の平成23年8月に係る取引履歴明細表（預為）により、請求者は請求期間において同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求

者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記資料により確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 8 日は 10 万円、同年 12 月 22 日は 14 万 7,000 円、平成 16 年 8 月 11 日は 13 万円、同年 12 月 22 日は 14 万 7,000 円、平成 17 年 8 月 11 日は 14 万円、同年 12 月 22 日は 15 万 7,000 円、平成 18 年 8 月 11 日は 20 万円、同年 12 月 20 日、平成 19 年 8 月 31 日及び同年 12 月 25 日は 21 万円、平成 20 年 8 月 20 日は 13 万円、同年 12 月 29 日は 10 万円、平成 23 年 8 月 12 日は 22 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 17 年 8 月 11 日、同年 12 月 22 日、平成 18 年 8 月 11 日、平成 19 年 8 月 31 日、平成 20 年 8 月 20 日及び同年 12 月 29 日の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出及び保険料の納付については不明であると陳述しているが、年金事務所が保管している当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された請求者の賞与額がオンライン記録の標準賞与額に見合う額となっており、事業主から賞与額をオンライン記録の標準賞与額に見合う額として当該賞与支払届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る平成 15 年 8 月 8 日、同年 12 月 22 日、平成 16 年 12 月 22 日、平成 18 年 12 月 20 日及び平成 19 年 12 月 25 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）並びに平成 16 年 8 月 11 日及び平成 23 年 8 月 12 日の請求者に係る厚生年金保険料を、それぞれ納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出及び保険料の納付を行ったか否かは不明であると陳述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600132 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600078 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から昭和 56 年 6 月 16 日まで

私は、昭和 55 年 10 月 1 日から昭和 56 年 6 月 15 日まで B 地区にあった C 事業所又は A 社に勤務し、電子部品に係る製造ラインの管理及びメンテナンス業務に従事していたが、勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が勤務したとする請求事業所について、昭和 55 年版の住宅地図には請求者の主張する所在地（B 地区）に「C 事業所」及び昭和 56 年 1 月発行の電話帳において、同事業所の電話番号が確認できる上、請求者は、電子部品の製造業務に従事したと主張しているところ、当該電話番号にて連絡の取れた元事業主の妻は、夫（事業主）が経営していた会社は「A 社」の商号で電子部品の製造を行っており、工場が自宅の隣にあった旨を陳述している。

これらのことから判断すると、請求者が勤務したと主張する事業所は、上述の A 社であると考えられる。

しかしながら、請求者は、勤務した当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、元事業主の妻は、A 社は 20 年程度前に廃業している上、事業主も既に死亡しており、請求期間当時の会社関係の書類等はない旨を陳述していることから、請求者の勤務実態について確認することができない。

また、A 社（所在地が B 地区）に係る商業登記簿は確認できない上、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによる調査を行っても、請求期間当時から現在まで同社に係る厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

さらに、請求者の請求期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、当該

期間の直後に勤務した事業所から提出された請求者の履歴書には、職歴欄に請求事業所に係る職歴の記載は無く、請求者の勤務実態等を推認することもできない。

なお、請求者は、請求期間当時、事業主以外に勤務していた従業員は、正社員が請求者を含め2名、他に女性のパート者が20名程度で稼働していた旨を陳述しているところ、元事業主の妻も、従業員数が請求者と同様の陳述であることからすると、上述のA社は請求期間において、厚生年金保険の強制適用事業所（常時5人以上の従業員を使用する事業所）の要件を満たしていなかったと考えられる。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600135 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600079 号

## 第 1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者の船舶所有者 A における船員保険（昭和 61 年 4 月 1 日以降にあつては厚生年金保険）被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間①、②及び③について、請求者の「A」又は「B 事業所」あるいは「C 事業所」における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 1 日から昭和 61 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 61 年 4 月 1 日から平成 3 年 1 月 8 日まで  
③ 平成 5 年 6 月 1 日から平成 6 年 2 月 14 日まで

請求期間①、②及び③において、義母であり、船主である A の下で、船員の送迎等、陸上における仕事に従事していた。昭和 61 年に船員保険が厚生年金保険に統合されるということで、D 町（現在は、E 町）役場から手続きに来るように連絡があり、その時に義母から青色の手帳を渡され、それを夫が同町役場へ提出したところ、オレンジ色の手帳が交付され、青色の手帳は返してもらえなかった。私は船員保険に加入していたはず（義母は、何か年金を掛けてくれていたはず）なのに、年金の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した昭和 52 年分、昭和 54 年分から昭和 57 年分までの期間及び昭和 60 年分の給与所得の源泉徴収票、昭和 56 年分から昭和 59 年分までの期間及び昭和 61 年分から平成 3 年分までの期間の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに F 年金事務所等から提供のあった請求者が提出した請求に係る事業所の昭和 48 年分から昭和 62 年分までの期間、平成元年分及び平成 6 年分の所得税青色申告決算書から、請求者は、当該資料の期間において、船舶所有者 A（請求者が提出した給与所得の源泉徴収票の給与支払者の氏名又は名称欄には、「A」の他に、「B 事業所」又は「C 事

業所」の名称が確認できる。)に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、請求者は、船員の送迎等、陸上での仕事に従事しており、船員ではなかった旨を陳述していることから、船員法に基づく船員を対象とする船員保険には加入することができない上、オンライン記録及び日本年金機構H事務センターによる調査においても、上述の「A」、「B事業所」及び「C事業所」については、船舶所有者Aにて船員保険の適用事業所となっているが、ほかに類似の事業所名称を含め船員保険及び厚生年金保険の適用事業所になっているものは確認できない。

また、船舶所有者Aに係る船舶所有者別被保険者名簿及びオンライン記録に請求者の氏名は見当たらず、被保険者証の番号に欠番も無い上、上記源泉徴収票及び源泉徴収簿において、請求者の給与から船員保険料又は厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、船舶所有者Aは既に船員保険の船舶所有者ではなく廃業しており、事業主も死亡している上、請求者は、同僚への照会を希望していないことから、請求者の船員保険又は厚生年金保険への加入状況及び請求者の給与からの船員保険料又は厚生年金保険料の控除の有無について、確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①、②及び③において、請求者の夫が被保険者である船員保険の被扶養者と認定されていることが確認でき、昭和61年4月に基礎年金制度になった以降の請求期間②及び③は、国民年金の第3号被保険者として記録されている上、同年4月14日に作成したと推認できるD町が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿には、同年4月1日を国民年金の資格取得日として加入し、請求期間②が第3号被保険者として記録されていることが確認できる。

なお、請求者は、D町から昭和61年に船員保険が厚生年金保険に統合される旨の連絡があり、請求者の夫が請求者に係る青色の手帳を同町へ提出したところ、後日、オレンジ色の手帳（現在持っている手帳）を渡され、青色の手帳は返してもらえなかった旨を主張しているが、E町は、船員保険の被保険者に対し、請求者が主張する時期に連絡は行っておらず、青色の手帳も保管していない上、請求者から青色の手帳を受け取ったという事実は確認できない旨を回答している。

このほか、請求者は、請求期間①、②及び③に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600157 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600081 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、平成 3 年 6 月 20 日から平成 4 年 8 月 31 日まで A 社に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が退職年月日と同日になっているので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した雇用保険被保険者離職票及び雇用保険の被保険者記録から、請求者は A 社を平成 4 年 8 月 31 日に離職したことが確認できる。

しかしながら、A 社は、平成 14 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る商業登記簿に記載されている事業主を含む役員 2 名は、いずれも既に死亡していることから、請求者の同社における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A 社において、平成元年から平成 10 年までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を月の末日で喪失した 3 名について、雇用保険の被保険者記録を確認したところ、2 名は請求者と同様に、厚生年金保険の資格喪失年月日と雇用保険の離職年月日が同日であり、残る 1 名は厚生年金保険の資格喪失年月日が雇用保険の離職年月日の翌日であることが確認できるが、請求者は、同僚への照会に同意していないことから、同社における厚生年金保険の資格喪失年月日の取扱い及び保険料控除等について聴取することができない。

さらに、上記離職票によると、請求者の請求期間当時の住所地は、現住所と同一であるところ、B 市は、保存期間経過のため、請求期間当時の課税資料（社会保険料控除額が分かる資料）は無い旨を陳述していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600149 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600085 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 2 月頃から昭和 51 年 3 月頃まで

私は、昭和 44 年 2 月頃から昭和 51 年 3 月頃まで B 市 C 町にある A 事業所に勤務し、D 職として従事していたが、勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の A 事業所に係る雇用保険の被保険者記録、同事業所の事業主及び請求者を記憶する同僚の陳述から、期間は特定できないものの、請求者は同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによる調査において、A 事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、上記の事業主は、「私が経営していた A 事業所は、個人事業所であり、請求期間当時、勤務していた従業員は請求者を含め 3 人から 4 人程度であった。」と回答しているところ、請求期間において同事業所に勤務し、請求者を記憶する同僚二人も同様の陳述をしていることから、A 事業所は請求期間において、厚生年金保険の強制適用事業所（常時 5 人以上の従業員を使用する事業所）の要件を満たしていなかったと考えられる。

また、上記の事業主は、A 事業所は既に廃業しており、賃金台帳等の資料を保管していないが、請求期間当時、同事業所が厚生年金保険に加入していなかったため、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨を回答している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600160 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600086 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）C 支店における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 12 月 1 日から昭和 54 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 12 月 1 日に A 社 D 支店から同社 C 支店へ転勤となったが、転勤前後において仕事内容及び職位等が変更になっていないのに、請求期間の標準報酬月額が転勤前の 32 万円から同社 C 支店で厚生年金保険に加入時には 22 万円と低い額となっており、実際の支給額より大幅に低い額で記録されているので、調査の上、年金記録を見直ししてほしい。

## 第 3 判断の理由

B 社 C 支店から提出された、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合への加入手続時に作成していたとするチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）によると、給与支給額欄に本給及び扶養手当等の諸手当の額がそれぞれ記載され、その合計額 22 万 2,990 円（報酬月額）に見合う標準報酬月額は「22 万円」と記載されており、当該標準報酬月額は、請求者の同社 C 支店に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における請求期間の標準報酬月額（22 万円）と一致している。

また、B 社 C 支店は、請求者に係る請求期間当時の賃金台帳等の資料は保管していないが、当時の厚生年金保険被保険者資格取得届に係る届出は、報酬月額を本給（基本給）、扶養手当及び通勤手当等の諸手当の合算額を対象として計算しており、残業手当は加算しない事務手続であった旨を回答している。

さらに、請求者と同時期に A 社の本社又は D 支店から異動し、同社 C 支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚に照会したところ、二人から提出された請求期間に係る給与明細書には、記載された給与支給額は、チェックリストの給与支給額欄に記載された本給及び扶養手当と同額（当該二人には通勤手当の支給が無い。）であることが確認でき、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月

額は、それぞれの同僚の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の当該期間における保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。